# 

制度開始時に

## インボイス発行事業者となるためには、 原則、**令和5年3月31日まで**に 登録申請が必要です!

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、 インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。 登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要と なることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

#### 登録申請手続は、⊕Tax をご利用ください!

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合 に比べて早期に登録通知を受けることができます!
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます! 電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。 e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁(法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

#### 

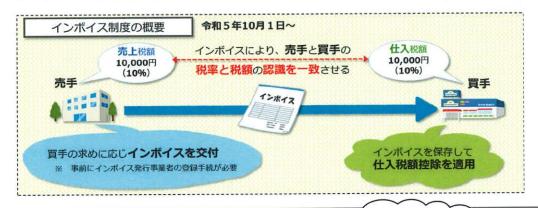
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率 ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### ☆ 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求 められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したイン ボイスの写しを保存しておく必要があります)。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である インボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



#### 

免税事業者の方 向けのコンテンツ も掲載中!

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載し ております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクも ご案内しております。



#### 

チャットボットにご質問を入力いただくと、 AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、 ご利用いただけます。





税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)** ※ 個別相談は、<u>所轄の税務署への</u> 9:00~17:00 (土日祝除く)

事前予約をお願いします。

国税庁(法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)